

推 進 体 制

1 県民・事業者・NPO等・市町との協働

男女共同参画は、社会のあらゆる分野において、社会的性別（ジェンダー）による差別的な取扱いを解消し、男女の均等な社会参画の機会を確保しようとするものであり、その推進には県行政の総合力の結集と発揮が求められます。

したがって、この計画は、社会のあらゆる分野において男女共同参画の取組が推進されるよう、男女共同参画施策を総合的、計画的に推進していくための行動指針となるものであり、あらゆる県行政の分野における取組に深く関連するものです。このことから、関係部局が連携、協力しながら戦略的に取り組むことが何よりも重要です。

一方、県民の思いや願いを施策に活かし、多様なニーズに対応するためには、事業者やNPO等の地域のさまざまな主体がもつ特性をいかし、それぞれの自主性や主体性を尊重しながら、協働の視点からの取組を進めることが、今後より一層必要となってきます。また、自助（個人でできることは個人で行う）・共助（地域やNPO等でサポート）の視点から、自らの地域を自らの手でよりよいものにしようとする活動するNPO等に対し、積極的な情報の提供を行うことが必要です。

計画を推進するに当たっては、計画の内容をよりわかりやすく示しながら、この計画に対する県民の理解を深め、共に行動していくため、対話を重視し、共感をもって互いの取組を進めていくことが大切です。

(1) 県民・事業者・NPO等との協働

県民一人ひとりが、男女共同参画社会の実現に向けて、家庭や職場・地域などあらゆる場を通して、身近なところから主体的・積極的に取り組むよう働きかけること。

事業者が男女共同参画社会の必要性・重要性を認識し、主体的に取り組まれるよう、事業者の知恵をいかすなど連携しながら働きかけを進めること。

NPO等への情報提供や情報交換等を進め、自主的活動と相互連携を支援すること。

NPO等との連携を強化し、協働して事業を実施すること。

(2) 市町との連携

地域の特色を踏まえた基本計画の策定を働きかけるとともに、職員研修や住民への意識啓発等の取組が効果的に行われるよう、市町を支援すること。

市町との連携を強化しながら、普及啓発事業等の取組を進めること。

2 県の推進方策

県行政においては、男女共同参画をめぐる、県政のあらゆる分野にまたがる課題に、整合性をもって、総合的かつ効果的に対処するためには、部局の枠組を超えて、横のつながりを強化して臨む必要があります。

また、男女共同参画センターにおいては、男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設として、県民、事業者、NPO等および市町の取組が一層促進されるよう機能を充実させる必要があります。

(1) 庁内における推進体制

県の男女共同参画関連施策を総合的に推進するために、「滋賀県男女共同参画推進本部」を活用し、庁内関係各課の一層の連携を図ること。

県の施策を推進するための調査審議機関として、公募委員を始め学識経験者等の委員で構成する「滋賀県男女共同参画審議会」において、各事業の進捗状況の確認等を実施すること。

県の施策において、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の視点を導入し、推進すること。

本計画に基づく施策の進捗状況を的確に把握・分析し、年次報告として県民に広く情報提供を行うこと。

計画を実効性のあるものとするため、施策の企画・立案、実施後の状況について、わかりやすい評価方法を導入し、PDCAサイクルを確立すること。

県における男女共同参画の推進状況を把握するため、県民にわかりやすい目標値を設定し、各年の状況を公表すること。

男女共同参画施策や男女共同参画の推進に影響すると考えられる施策等についての苦情の申出に適切に対処すること。

県が他の事業者の模範となるよう、庁内各課に男女共同参画推進員を配置し、男女共同参画の視点に立った職場環境づくりや職場研修を通じ、職員の意識啓発を行うとともに、平素の業務に男女共同参画の視点を定着させること。

男女共同参画を取り巻く国内外の状況や情報を収集、提供するとともに、県における状況や意識に関する定期的な調査や課題についての調査・研究を行うこと。

28 PDCAサイクル

Plan(計画) Do(実施) Check(評価) Action(反映)の循環のこと。

目的志向・成果重視の視点に立って、施策や事業のPDCAサイクルを繰り返し、より質の高い行政運営を実現することのできる仕組みを「PDCA型行政運営」といいます。

(2) 男女共同参画センター（「G-NETしが」）の機能充実

社会のあらゆる分野にチャレンジしようとする女性の活躍を支援するとともに、関係機関による支援ネットワークの充実を図ること。

多様な学習機会を提供するとともに、地域における指導者の育成や資質向上を図るための取組を充実すること。

NPO等の自主的な活動が促進されるよう、交流機会の場の提供などネットワークづくりを支援するとともに、団体の育成に努め、協働による取組を進めること。

図書資料室を充実するとともに、ホームページや情報誌等のさまざまな媒体を活用して、県民等が必要とする情報の提供を行うこと。

男女共同参画に関する相談事業の充実に向けて、市町や関係機関との連携強化に努めること。